

渡辺俊三(名城大学経済学部教授)

小規模企業振興基本法の制定と 中小企業政策の新展開

名城論叢 Vol.15 No.4
pp.75~85 2015.3.

本論文は、2014年6月に「小規模企業振興基本法(小規模基本法と略される)」が制定されたことを受け、1999年の中小企業基本法の改正から2014年の小規模企業振興基本法の制定に至るまでの中小企業政策の変遷について小規模企業対策に焦点をあてつつ時系列的に整理するとともに、小規模企業振興基本法が制定された現在、どのようなことを考えなければならないかについて記している。

論文は3章で構成されている。以下、各章の概要を見ていく。

第1章では、1999年の中小企業基本法の改正から2013年6月の小規模企業活性化法の成立に至るまでの中小企業政策の変遷について小規模企業対策に焦点をあてつつ時系列的に整理している。とくに1999年12月の中小企業基本法改正、2010年6月に閣議決定された中小企業憲章においては、小規模企業への「配慮」という位置づけであったこと、東日本大震災後の2011年11月における全国商工会連合会全国大会における小規模企業基本法制定の提案、2013年2月における「ちいさな企業」成長本部」発足などを経て、2013年6月に成立した小規模企業活性化法において、小規模企業対策重視の観点から中小企業基本法の「基本理念」の中に小規模企業の役割が記述されるなど、中小企業基本法の一部改正がなされたことが記されている。

第2章では、小規模企業振興基本法の成立及び同法に基づいて2014年10月に閣議決定された小規模企業振興基本計画策定に至るまでの過程について時系列的に整理している。

第3章では、本論文のまとめとして、小規模企業振興基本法が制定された現在、どのようなことを考えなければならないかについて4点に亘って記している。第1に、企業の新陳代謝の促進のための施策として小規模企業振興計画において企業の円滑な事業の廃止=廃業が本格的に語られるなど、中小企業政策が新たな段階に入った旨が指摘されている。第2に、小規模企業と小企業の量的定義について、小企業が小規模企業に包摂され、小企業と小規模企業は中小企業に包摂される点が指摘されている。第3に、小規模企業振興基本法が制定されたからといって、小規模企業さらには小企業が中小企業と切り離されて存在するようになるわけではないが、小規模企業の独自性を明確化させるためには、我々が長く使い慣れてきた中小企業という呼称に工夫が必要かもしれない旨が指摘されている。第4に、地方自治体の中小企業政策においては中小企業振興基本条例の制定が進んでいるが、地方自治体においては、小規模企業振興基本法と中小企業振興基本条例との関係の整理が必要になってくる点が指摘されている。

本論文では、小規模企業振興基本法の制定に至るまでの中小企業政策の変遷について、中小企業者の運動や政権交代の動きなども踏まえつつ、文献資料の広範なサーベイによって時系列で丁寧な整理されている。また、小規模企業振興基本法の制定によって中小企業政策が新たな段階を迎えた点についてわかりやすく記述されている点において意義が大きい。

小規模企業振興基本法の制定を受け、今後、

国，地方自治体，支援機関等が一丸となって戦略的に小規模企業の振興に関する施策を実施することへの期待が高まる中，各地域の個々の中小企業振興基本条例において小規模企業振興の精神がどのように取り込まれているのかについて踏み込んだ考察を行うことで，さらなる研究の発展が期待されよう。

（島根県立大学総合政策学部准教授 久保田典男）